

アーキビスト認証委員会（第13回） 議 事 次 第

日 時：令和4年3月11日（金）
13時30分～16時00分
場 所：国立公文書館4階会議室

議題

- （1）令和3年度アーキビスト認証の審査結果に係る異議の申立て
- （2）令和3年度の実施結果と令和4年度の実施に向けた対応（報告）
- （3）認証アーキビスト更新に係る研修会等について
- （4）認証アーキビストに係る実態調査の実施について
- （5）アーキビスト認証に係る拡充検討について

配付資料

資 料 1	審議依頼第2号について（案）
資 料 2	令和3年度の実施結果と令和4年度の実施に向けた対応（報告）
資 料 3	認証アーキビスト審査細則第2条に定める科目・研修について
資 料 4	認証アーキビスト更新に係る研修会等について
資 料 5	認証アーキビストに係る実態調査の実施について（案）
資 料 6	アーキビスト認証に係る拡充検討について（案）

令和3年度の実施結果と令和4年度の実施に向けた対応（報告）

1 令和3年度の実施結果

令和3年度アーキビスト認証については、令和3年12月6日に可否結果を申請者に通知し、12月23日に当館ホームページで公表した上で、令和4年1月1日付けで57名を認証した。昨年度の認証者と合計し、認証アーキビストは計247名となった。【別紙1】

2 令和4年度の実施に向けた対応

（1）「実務経験」に係る審査について

〔課題〕様式4実務経験説明書における「所属長等の確認」者が申請者本人である場合の取扱い

〔対応〕「所属長等の確認」は、原則各機関の責任者が行うことを想定している。よって、申請者本人が当該機関の責任者である場合であっても、当該機関の責任者として確認を行うことで構わないものとする。なお、その旨を「認証アーキビスト申請の手引き」に明記する。

（2）「調査研究能力」に係る審査について

〔課題〕「紀要の論文等」に係る共著の取扱い

〔対応〕「修士課程相当を修了」していることに代わる実績を求めている、一般的に修士論文は単独で執筆することから、共著の実績は「紀要の論文等」として認めない。なお、その旨を「認証アーキビスト申請の手引き」に明記する。

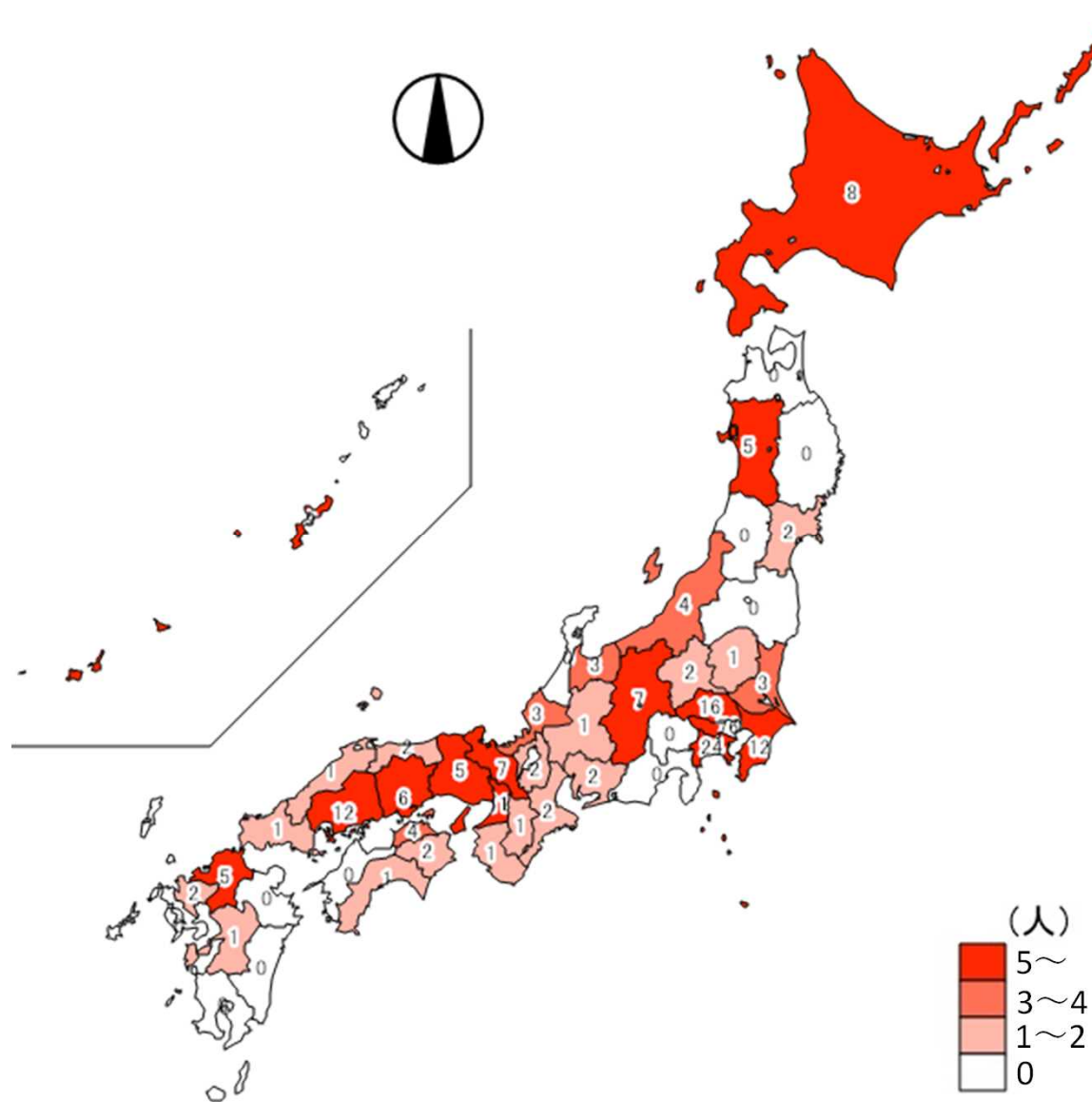
〔課題〕申請者が関わった条例・規則の取扱い

〔対応〕条例・規則は「申請者の単独、分担又は共同の執筆物」として認めない。条例制定の取組などを原稿化して、公表したものは実績として認める。なお、その旨を「認証アーキビスト申請の手引き」に明記する。

3 今後のスケジュール（案）

令和4年度アーキビスト認証スケジュール（案） 【別紙2】

●都道府県毎（住所地）の認証アーキビスト数
（合計247名）



都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	8	滋賀県	2
青森県	0	京都府	7
岩手県	0	大阪府	11
宮城県	2	兵庫県	5
秋田県	5	奈良県	1
山形県	0	和歌山県	1
福島県	0	鳥取県	2
茨城県	3	島根県	1
栃木県	1	岡山県	6
群馬県	2	広島県	12
埼玉県	16	山口県	1
千葉県	12	徳島県	2
東京都	76	香川県	4
神奈川県	24	愛媛県	0
新潟県	4	高知県	1
富山県	3	福岡県	5
石川県	0	佐賀県	2
福井県	3	長崎県	0
山梨県	0	熊本県	1
長野県	7	大分県	0
岐阜県	1	宮崎県	0
静岡県	0	鹿児島県	0
愛知県	2	沖縄県	9
三重県	2	非公表	3

※令和4年1月1日現在の住所地

別紙 2

	令和4年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
認証の実施												
アーキビスト認証委員会		○			○		○	○				○
実施準備（規則・細則の改正、手引き見直し等）	6月上旬公表											
認証手続き						受付	審査	認証（手続き）				
更新方法の検討	研修会等の情報収集	関係機関と調整				公表						
普及啓発事業	【年度目標】アーキビスト認証に関する説明会（オンライン形式を含む）の開催回数：5回以上											
申請者向け	動画制作	動画配信				※質問は随時受付、回答を館HPで公表						
関係機関等向け	求めに応じて随時実施											
		○						○		○	○	
		（全国公文書館長会議／日歴協シンポ）						（全史料協大会）		（ア機関協議会）（日歴協懇談会）		
高等教育機関との連携	実施状況に係るヒアリング・意見交換											
			○					科目追加に向けた調整				
			（説明会）									
その他												
認証アーキビスト実態調査	実施	とりまとめ・報告										
アーキビスト認証の拡充検討	検討項目選定・スケジュール案提示、高等教育機関へのヒアリング、項目検討 など											

認証アーキビスト審査細則第2条に定める科目・研修について

「アーキビストの職務基準書」に基づく知識・技能等の修得が可能とされる大学院修士課程の科目又は同程度と認められる関係機関の研修について、令和4年度の審査に向け、認証アーキビスト審査細則第2条に定める既定科目・研修のフォローアップを行うとともに、新設科目の追加を検討する。

1. 既定科目・研修のフォローアップ

令和3年度実績に基づき改訂を行う。

(対 象) 学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の科目

大阪大学大学院アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースの科目

島根大学大学院認証アーキビスト養成プログラムの科目

国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ・Ⅲ

国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ(長期)

2. 新設科目の追加検討

高等教育機関向けの個別説明会を開催した結果、事務局で把握できた新設科目について、ヒアリング・参考資料の提供により、職務基準書に示された知識・技能等が体系的に修得可能であるか検討を行う。

(対 象) 昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻
アーキビスト養成プログラム

東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コース

専攻等名 昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻
(アーキビスト養成プログラム)

様式1

項 目	内 容
設置年	令和4年（2022年）
資格付与者 [付与方法]	昭和女子大学大学院生活機構研究科長 [「昭和女子大学認定アーキビスト（1級）」を付与]
目的	科目の履修を通してアーキビストとして必要な知識と技能（評価、選別、収集、保存、管理、展示等）を修得し「昭和女子大学認定アーキビスト（1級）」を取得するため。
根拠規程 ・要領等	昭和女子大学大学院学則
課程修了に必要な単位数	30単位（うち16単位が必修科目）
カリキュラム の内容 (2022年度)	【必修科目】 ・アーカイブズ理論 ・アーカイブズ史料論 ・アーカイブズ情報論 ・アーカイブズ実習 ・アーカイブズ演習 ・歴史文化研究ⅠG ・修士論文作成指導 【選択科目】 ・歴史文化研究ⅠG ・生活文化特殊研究ⅠA ・この他に、各人が専攻する日本史・東洋史・西洋史・民俗学・芸能史・美術史・考古学・文化財保存学等の科目 ※詳細は別紙参照
講師の数 ／構成	教授2名、准教授5名、兼任4名、非常勤講師3名
定員	10名
過去5年の専攻 ・課程修了者 数	該当なし
専攻・課程修了者の主な就職先	該当なし
特色・備考	昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻は、アーカイブズ学の他、歴史学（日東西）、芸能史、美術史、文化保存学等、関連する学問分野を学ぶことができる。アーカイブズ学以外、他の分野を専門分野としても、アーキビスト養成プログラムの科目を履修することが可能である。

カリキュラムの詳細（2022年度）

科目名	単位数		履修要件	担当教員等
	必修	選択		
アーカイブズ理論	2			太田富康
アーカイブズ史料論	2			太田尚宏
アーカイブズ情報論	2			矢野正隆
アーカイブズ実習	2			三野行徳
アーカイブズ演習	2			湯上 良
歴史文化研究ⅠG	2	2		湯上 良
生活文化特殊研究ⅠA		4		野口朋隆
生活文化特殊研究ⅠA		2		牧野元紀
日本史・東洋史・西洋史・アーカイブズ学・民俗学・芸能史・美術史・考古学・文化財保存学等の科目（修士論文作成指導を含む）	4	6以上	各プログラム受講者の専攻科目	
合計	16	14以上	計30単位以上	

※2単位：90分×15回の講義。

東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コース

項 目	内 容
設置年	令和4年（2022年）
資格付与者 〔付与方法〕	東北大学大学院文学研究科長
目的	独立行政法人国立公文書館が行なうアーキビスト認証を受けるために必要な大学院修士課程における科目を修得することを目的とする。
根拠規程 ・要領等	東北大学大学院文学研究科「認証アーキビスト養成コースに関する申合せ」
課程修了に必要な単位数	12単位（必修12単位）
カリキュラムの内容 (2022年度)	文学研究科が主体となり、法学研究科、学術資源研究公開センター史料館の協力のもと、カリキュラムを構成する。 【必修科目】アーカイブズ学特論、アーカイブズ学研究演習、史料管理学Ⅰ、記録遺産保全学特論、デジタルアーカイブ特論、情報関係法令論
講師の数 ／構成	教授3名、准教授3名、助教1名
定員	定めなし
過去5年の専攻 ・課程修了者数	該当無し
専攻・課程修了者の主な就職先	該当無し
特色・備考	「認証アーキビスト養成コース」を文学研究科が主体となり、法学研究科、学術資源研究公開センター史料館の協力のもとに設け、運営にあたる。

カリキュラムの詳細（2022年度）

科目名	単位数		履修要件	担当教員等
	必修	選択		
アーカイブズ学特論	2			加藤諭
アーカイブズ学研究演習	2			加藤諭
史料管理学Ⅰ	2			籠橋俊光
記録遺産保全学特論	2			佐藤大介
デジタルアーカイブ特論	2			田村光平
情報関係法令論	2			飯島淳子、北島周作、 大江裕幸
合計	12		計12単位以上	

※2単位：90分×15回の講義。

令和4年1月21日

アーカイブズ関係機関協議会
構成機関の長 各位

認証アーキビスト更新に係る研修会等について

独立行政法人国立公文書館長

当館では、公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、令和2年度よりアーキビスト認証を開始し、現在までに計247名の認証アーキビストを認証しました。

この認証アーキビストには、社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、最新動向を把握し、対応していくことが求められるため、認証の有効期間を無期限とせず、更新の仕組み（資料1）を設け、公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等の受講により、3～9点の点数が得られることとしています（資料2）。

ついては、下記に基づき、各機関において既に実施している又は令和4年度より新たに実施を予定している研修会等の情報をご提供ください。

なお、各機関からご提供いただいた情報をもとに、アーキビスト認証委員会において認証アーキビストの更新に係る研修会の事例として該当するか確認した上で、当該研修会等の事例として館ホームページ等で公表します。

記

1 照会事項

各機関において実施または実施予定である、以下の研修会等（名称は問いません）

- ・アーキビストの共通課題（評価選別・利用審査等）について討議を行う研修会・研究会
- ・アーキビストに必要とされる新しい知識・技能（電子化等）を学べる研修会・研究会

2 回答方法

別添の回答様式にご記入の上、以下の宛先へ送付してください（メール可）

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3-2

独立行政法人国立公文書館 統括公文書専門官室アーキビスト認証担当

TEL : 03-4360-3174 FAX : 03-3212-8809

E-mail : ninsho@archives.go.jp

3 回答期限

令和4年3月31日（木）

※アーキビスト認証委員会へ報告するため、期限を設けていますが、期限後も随時対応します。

4 備考（今後の予定）

令和4年1月	アーカイブズ関係機関協議会へ情報提供依頼
3月31日	回答締切
5月	アーキビスト認証委員会へ報告
6月頃～	各機関との調整
8月	アーキビスト認証委員会へ報告、館HP公表

【担当者連絡先】

独立行政法人国立公文書館

統括公文書専門官室

アーキビスト認証担当 伊藤、長谷川、中野、細田
〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園3-2

T E L : 03-4360-3174（直通）

F A X : 03-3212-8809

E-mail : ninsho@archives.go.jp

（参考）送付先一覧

ARMA International 東京支部

企業史料協議会

記録管理学会

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

日本アーカイブズ学会

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

日本歴史学協会

令和4年2月2日

各位

(アーキビスト認証関係高等教育機関・研修実施機関)

認証アーキビスト更新に係る研修会等について

独立行政法人国立公文書館長

当館では、公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、令和2年度よりアーキビスト認証を開始し、現在までに計247名の認証アーキビストを認証しました。

この認証アーキビストには、社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、最新動向を把握し、対応していくことが求められるため、認証の有効期間を無期限とせず、更新の仕組み(資料1)を設け、公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等の受講により、3～9点の点数が得られることとしています(資料2)。

ついては、下記に基づき、各機関において既に実施している又は令和4年度より新たに実施を予定している研修会等の情報をご提供ください。

なお、各機関からご提供いただいた情報をもとに、アーキビスト認証委員会において認証アーキビストの更新に係る研修会の事例として該当するか確認した上で、当該研修会等の事例として館ホームページ等で公表します。

記

1 照会事項

各機関において実施または実施予定である、以下の研修会等(名称は問いません)

- ・アーキビストの共通課題(評価選別・利用審査等)について討議を行う研修会・研究会
- ・アーキビストに必要とされる新しい知識・技能(電子化等)を学べる研修会・研究会

2 回答方法

別添の回答様式にご記入の上、以下の宛先へ送付してください(メール可)

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園3-2

独立行政法人国立公文書館 統括公文書専門官室アーキビスト認証担当

TEL: 03-4360-3174 FAX: 03-3212-8809

E-mail: ninsho@archives.go.jp

3 回答期限

令和4年3月31日(木)

※アーキビスト認証委員会へ報告するため、期限を設けていますが、期限後も随時対応します。

4 備考（今後の予定）

令和4年1月	アーカイブズ関係機関協議会へ情報提供依頼
2月	アーキビスト認証関係高等教育機関・研修実施機関へ情報提供依頼
3月31日	回答締切
5月	アーキビスト認証委員会へ報告
6月頃～	各機関との調整
8月	アーキビスト認証委員会へ報告、館HP公表

【担当者連絡先】

独立行政法人国立公文書館

統括公文書専門官室

アーキビスト認証担当 伊藤、長谷川、中野、細田

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園3-2

T E L : 03-4360-3174（直通）

F A X : 03-3212-8809

E-mail : ninsho@archives.go.jp

（参考）送付先一覧

学習院大学大学院

大阪大学大学院

島根大学大学院

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館

国立公文書館

認証アーキビスト 更新の仕組み

目的

社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、認証アーキビストに求められる知識・技能等が更新されているかを確認するため。

更新方法

①更新希望者は、認証後の5年間で認証アーキビストの活動に関する標準点数(審査規則別表2)に定める点数の合計が20点以上となるよう活動する。

認証アーキビストの活動に関する標準点数(審査規則別表2)に定める点数の例

■ 知識・技能等

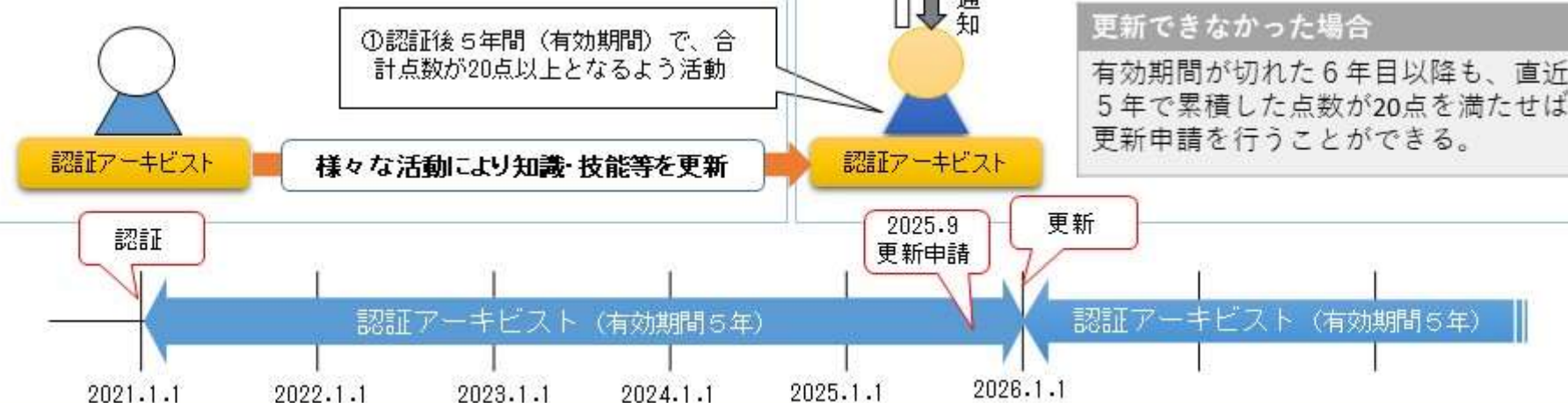
公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等(1日以下)を受講：3点

■ 実務経験

公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る実務経験：3点/年

■ 調査研究能力

公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る業務報告等(4000字未満、既公表のもの)：3点



②更新希望者は、国立公文書館長へ更新申請を行う。

③国立公文書館長より審査の依頼を受け、④アーキビスト認証委員会が審査を行い、審査結果を報告する。

⑤国立公文書館長はアーキビスト認証委員会の審査結果に基づき、更新の可否を更新希望者へ通知する。

更新できなかった場合

有効期間が切れた6年目以降も、直近5年で累積した点数が20点を満たせば更新申請を行うことができる。

【資料 2】 認証アーキビスト審査規則 別表2 認証アーキビストの活動に関する標準点数

(1) 知識・技能等

点数	主な内容	備考
9 点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（3 日以上）を受講	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る大学院修士課程相当の科目を修得（2 単位）	
6 点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（2 日）を受講	
3 点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（1 日以下）を受講	

(2) 実務経験

点数	主な内容	備考
3 点／年	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る実務経験（4 か月ごとに 1 ポイント）	認証期間満了日までを含む。

(3) 調査研究能力

点数	主な内容	備考
20 点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る著作（単著）	自費出版を除く。
15 点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る論文（10,000 字以上）	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研究ノート（4,000 字以上 10,000 字未満）	
5 点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る職務の成果（目録、データベース、書評、調査報告、資料紹介、資料集、展示図録等）	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研究発表	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修等の講師	
3 点	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る業務報告書等（4,000 字未満、既公表のもの）	
	公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る調査研究活動	

（備考）

- 1 上記実績は、点数に該当する例を示したもの。

研修会等名 ●●●●●

項 目	内 容		
主 催			
開始年			
目 的			
根拠規程・要領等			
対 象			
開催方法 (対面・オンライン等)			
受講料			
研修修了に必要な時間数			
修了認定者 [認定、受講証明等の方法]			
研修会等の内容 (2021年度)			
定 員	●名程度	講師の数 ／構成	●名／
過去5年の参加者数			
備 考			

認証アーキビストに係る実態調査の実施について（案）

1. 目的

認証アーキビストの定着に資する取組の参考とするため、現在の勤務状況、勤務条件、教育・研修環境の実態調査を行う。

2. 検討事項

（1）対象者

認証アーキビスト 247 名

※アーキビスト認証の実施と拡充に関するアンケート調査報告（第9回配付資料）にある「今後認証要件を満たす可能性のある者」254名は、各機関の申し出による数字であり、実際には認証アーキビストを補佐・補助する者に留まる可能性がある。よって、調査対象の条件を揃え、正確な結果を得るため、今回の調査対象には含めないこととしたい。

（2）実施方法

調査内容に基づく質問項目を作成した上で、インターネット上に回答フォームを設置し、対象者の連絡先メールアドレスへ回答フォームの URL を送付し回答を得る。

（3）調査内容

- 1) 回答者の属性（性別、年齢、最終学歴等）
- 2) 現在の勤務状況（勤務先の種別、勤務エリア等）
- 3) 現在の勤務条件・環境（雇用形態、休暇制度等）
- 4) 教育・研修環境（研修参加機会、自己啓発等）
- 5) その他（認証アーキビストへの申請理由、「archivist」の日本語訳等）

詳細は別紙「認証アーキビスト実態調査票（素案）」参照。なお、調査項目は「（公社）全国消費生活相談員協会 会員実態調査報告書」（（公社）全国消費生活相談員協会、2018 年）※1、「Archival Census & Education Needs Survey in the United States」（MSI リサーチ、2004 年）※2、「公共図書館における非正規雇用職員に関する実態調査に関する実態調査結果」（日本図書館協会、2020 年）※3 を参考に作成。

※1：全国消費生活相談員協会が 1980 年からを実施している「会員実態調査」の平成 30 年調査分。

※2：2004 年に米国でアーカイブズ専門家（archives profession）を対象に実施された初の包括的な全国調査。

※3：日本図書館協会が 2018 年 12 月から 2019 年 1 月にかけて神奈川県で全非正規雇用職員を対象とした調査の結果。

3. 今後のスケジュール

- | | |
|--------|-----------------------|
| 令和4年3月 | 第13回アーキビスト認証委員会において検討 |
| 4月 | 調査の実施 |
| 5月 | 回答締め切り |
| 6～7月 | 回答集計、報告のとりまとめ |
| 8月 | アーキビスト認証委員会へ報告、公表 |

【参考１】第９回アーキビスト認証委員会 配布資料２（抜粋）

1 育児・介護休業における特例措置

○委員会での議論（概要）

特例措置の検討のためには、認証アーキビストに係る現状把握のデータが必要ではないか。

○対応案

- ・ 特例措置の検討に限定せず、認証アーキビストが活躍しやすい環境を整備するための現状把握として、令和４年１月以降に認証アーキビストに対し雇用形態や育児・介護休業取得可能状況等を含むアンケート調査項目の検討を開始する。
- ・ アンケート結果を踏まえて特例措置の可否に関する検討する。

【参考２】第９回アーキビスト認証委員会における委員発言

「アーキビスト認証の実施と拡充に関するアンケート調査報告」を見ると、「今後、認証要件を満たす可能性があると思われる者」という方々もおられる。このような方々まで対象を広げてよいのではないか。（中略）認証アーキビストになった方と、今後認証アーキビストに申請いただく方との間で、系統や属性に若干の違いがある可能性もある。もし余力があれば、調査対象を広げていただくことを検討されてもよいのではないか。

認証アーキビスト実態調査票（素案）

（１）回答者の属性

問１．性別

- １．男 ２．女 ３．答えたくない

問２．年齢

- １．２０代 ２．３０代 ３．４０代 ４．５０代 ５．６０代 ６．７０代以上
７．答えたくない

問３．アーカイブズ関係の職務に従事した勤務年数の累計（１年未満切り上げ）

- １．１～５年 ２．６～１０年 ３．１１～１５年 ４．１６～２０年 ５．２１～２５年 ６．２６～３０年
７．３１年以上

問４．最終学歴

- １．大学院 ２．大学 ３．短期大学・高等専門学校 ４．専門学校 ５．高等学校
６．その他（自由記述） ７．答えたくない

問５．大学、大学院における専攻分野

- １．文学関係 ２．史学関係 ３．哲学関係 ４．アーカイブズ学関係 ５．法学・政治学関係
６．商学・経済学関係 ７．社会学関係 ８．理学 ９．工学 １０．農学 １１．保健 １２．商船
１３．家政 １４．教育 １５．芸術 １６．その他

問６．アーカイブズに関する保有資格（複数回答可）

- １．日本アーカイブズ学会登録アーキビスト ２．文書情報管理士 ３．文書情報マネージャー
４．記録情報管理士 ５．公文書管理検定 ６．デジタル・アーキビスト
７．司書 ８．学芸員 ９．文化財ＩＰＭコーディネータ １０．その他（自由記述）
１１．いずれも取得していない

問７．所属している学会、団体（複数回答可）

- １．ARMA International 東京支部
２．企業史料協議会
３．記録管理学会
４．全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（機関会員、個人会員、地域部会のいずれも問わず）
５．日本アーカイブズ学会
６．公益社団法人日本文書情報マネジメント協会
７．日本歴史学協会
８．デジタルアーカイブ学会
９．どの学会、団体にも所属していない
１０．その他
１１．答えたくない

(2) 現在の勤務状況

問8. 現在、就業していますか。

1. はい 2. いいえ 3. 答えたくない

⇒「2. いいえ」、「3. 答えたくない」の方は(5)問39へ

問9. 勤務先の種別

1. 公文書館等(国・独立行政法人、地方自治体、大学におけるアーカイブズ機関)
2. 美術館
3. 博物館
4. 図書館
5. 大学・研究施設(国公立、私立問わず)
6. 民間企業
7. その他

問10. 勤務先機関の設置者

1. 国・独立行政法人 2. 都道府県 3. 政令市 4. 市区町村 5. 民間企業 6. その他

問11. 勤務エリア

1. 北海道 2. 東北 3. 関東 4. 中部 5. 近畿 6. 中国 7. 四国 8. 九州・沖縄
9. 答えたくない

問12. 現在、勤務している機関での勤務年数(1年未満切上げ)

1. 1年未満 2. 3年未満 3. 5年未満 4. 5年以上10年未満 5. 10年以上20年未満
6. 20年以上 7. 答えたくない

問13. 現在、勤務先の機関において、職務基準書に定める職務(評価選別・収集、保存、利用、普及)を行っていますか。

1. はい 2. いいえ

⇒「2. いいえ」の方は(5)問39へ

問14. 問13で「はい」の場合、職務基準書に定める職務は、年間を通じて全体の職務の何割程度を占めていますか。

1. 2割未満 2. 2～3割 3. 4～5割 4. 6～7割 5. 8割以上

問15. 問13で「はい」の場合、職務基準書に定める職務のうち、どれを行っていますか。(複数回答可)

1. 公文書管理に関する助言及び実地調査
2. 公文書管理に関する研修の企画・運営
3. 公文書のレコードスケジュール設定
4. 公文書の廃棄時における評価選別

5. 公文書の協議による移管
6. 寄贈・寄託文書の受入れ判断
7. 中間書庫への受入れ・管理
8. 公文書の受入れ
9. 寄贈・寄託文書の受入れ
10. 公文書等の整理及び保存
11. 書庫等における保存環境の管理
12. 複製物の作成
13. 公文書等の目録作成
14. 公文書等の利用に係る審査
15. 閲覧等への対応
16. レファレンス
17. 展示の企画・運営
18. デジタルアーカイブ等の構築・運用
19. 情報の発信（研究紀要・講座の企画等）
20. 歴史資料等の所在状況把握
21. 他のアーカイブズ機関、類縁機関（図書館、博物館等）及び地域等との連携・協力
22. アーカイブズ機関等職員に対する研修の企画・運営

問 16. 職務基準書に定める職務以外の業務では、どのようなことに時間を割いていますか。
（自由記述）

（３）現在の勤務条件・環境

※以下、職務基準書に定める職務を行っている勤務先の勤務条件・環境についてお答えください。

問 17. 雇用形態（身分）

1. 国・独立行政法人
 - 1-1. 常勤（正規）職員 ⇒問 26 へ
 - 1-2. 非常勤職員
2. 地方自治体
 - 2-1. 常勤（正規）職員 ⇒問 26 へ
 - 2-2. フルタイム会計年度任用職員(地公法第 22 条の 2)
 - 2-3. パートタイム会計年度任用職員(地公法第 22 条の 2)
 - 2-4. 臨時的任用職員(地公法第 22 条の 3)
 - 2-5. 特別職非常勤職員（地公法第 3 条第 3 項第 3 号）
3. 私立大学、高等学校、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人等
 - 3-1 常勤（正規）職員
 - 3-2 非常勤職員
4. 民間企業
 - 4-1. 正社員 ⇒問 26 へ

- 4-2. 契約社員
- 4-3. 派遣社員
- 4-4. パート・アルバイト
- 5. その他（自由記述）

問 18. 雇用契約（任用）期間 ※非常勤のみ回答

- 1. 3か月以下
- 2. 6か月～1年未満
- 3. 1年
- 4. 期限なし
- 5. その他（自由記述）

問 19. 雇用契約（任用）期間満了後の更新の有無 ※非常勤のみ回答

- 1. ある
- 2. ない

問 20. 問 19 で「ある」の場合、更新の回数制限の有無 ※非常勤のみ回答

- 1. ある
- 2. ない

問 21. 問 19 で「ある」の場合、更新の上限年数 ※非常勤のみ回答

- 1. 1年未満
- 2. 1年
- 3. 2年
- 4. 3年
- 5. 4年
- 6. 5年
- 7. その他（自由記述）

問 22. 問 19 で「ある」の場合、更新が上限に達した後、改めて募集に対して応募できますか。 ※非常勤のみ回答

- 1. できる
- 2. できない
- 3. 不明

問 23. 1か月の勤務日数（祝日のない30日の「6月」を想定して回答） ※非常勤のみ回答

- 1. 4日未満
- 2. 4～8日未満
- 3. 8～12日未満
- 4. 12～16日未満
- 5. 16日～20日未満
- 6. 20日以上

問 24. 1日の勤務時間（休憩時間を除く所定の勤務時間。超勤は含まない） ※非常勤のみ回答

- 1. 3時間未満
- 2. 3～5時間未満
- 3. 5～6時間未満
- 4. 6～7時間未満
- 5. 7～8時間未満
- 6. 8～9時間未満

問 25. 問 17 から問 24 までの雇用形態（身分、雇用契約期間、勤務日数、勤務形態等）の満足度 ※非常勤のみ回答

- 1. 満足
- 2. やや満足
- 3. やや不満
- 4. 不満
- 5. 答えたくない

問 26. 賃金体系

- 1. 月給制
- 2. 日給制
- 3. 時給制
- 4. その他
- 5. 答えたくない

問 27. ボーナス・一時金（期末手当）の有無

- 1. ある
- 2. ない
- 3. 答えたくない

問 28. 年収（諸手当、賞与を含んだ額面）

- 1. 100万円未満
- 2. 100～200万円未満
- 3. 200～300万円未満
- 4. 300～400万円未満

5. 400～500 万円未満 6. 500～600 万円未満 7. 600～700 万円未満 8. 700～800 万円未満
9. 800～900 万円未満 10. 900～1000 万円未満 11. 1000 万円以上 12. 答えたくない

問 29. 問 26 から問 28 までの現在の賃金（給与、手当等）の満足度

1. 満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満 5. 答えたくない

問 30. 家計の中での現在の賃金の位置づけ

1. 主な収入源 2. 自分以外の家族の収入が主な収入源 3. 主な収入源が他にあり（ダブルワーク等）
4. その他 5. 答えたくない

問 31. 取得可能な休暇・休業（複数回答可）

1. 年次有給休暇 2. 夏季休暇 3. 慶弔休暇 4. 病気休暇 5. 産前産後休業
6. 育児休業 7. 育児時間 8. 子の看護休暇 9. 介護休業・介護休暇 10. その他（自由記述）

問 32. 問 31 の現在の休暇・休業制度の満足度

1. 満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満 5. 答えたくない

（４）教育・研修環境

問 33. 日常的に、専門的な業務について相談する相手がありますか。

1. いる 2. いない

問 34. 過去 1 年間に、勤務先から派遣されるアーカイブズに関する研修に参加する機会がありましたか。

1. あった 2. なかった

問 35. 過去 1 年間に、勤務先とは関わりなくアーカイブズに関する研修に自主的に参加したことはありましたか。

1. あった 2. なかった

問 36. アーカイブズに関する研修を受講する場合にどのような問題がありますか。（複数回答可）

1. 近隣での研修がない 2. 希望の内容の研修がない 3. 時間的に厳しい
4. 費用がかかる 5. 勤務先から研修へ派遣される立場にない 5. 特にな
6. その他（自由記述）

問 37. アーカイブズに関する研修の参加以外に、勤務先とは関わりなく自主的に学習や活動をしていることはありますか。

1. ある 2. ない

問 38. 問 37 で「ある」の場合、具体的にどのようなことですか。（複数選択可）

1. アーカイブズ関係の雑誌や図書の購読 2. アーカイブズ関係団体等での活動
3. 研究活動（論文執筆、研究発表） 4. 研修等の講師 5. ボランティア活動

6. その他（自由記述）

（5）その他

問 39. アーカイブズ関連の仕事についての主なきっかけは何ですか。（複数回答可）

1. アーカイブズ機関を利用して、その価値を知った
2. アーキビストの知り合いがいた
3. 大学や大学院でアーカイブズ関連の授業を受けた
4. 資料整理に従事した
5. アーカイブズに関するボランティアをした（災害時におけるレスキュー等）
6. 仕事を探しているときにアーカイブズの仕事があることを知った
7. アーカイブズの仕事についての雑誌や図書を読み、面白そうだった
8. 勤務先でアーカイブズ関連の仕事を任された
9. 不明
10. その他（自由記述）

問 40. 主に何によってアーカイブズ関係の教育を受けましたか。（複数回答可）

1. 大学
2. 大学院
3. 国立公文書館主催アーカイブズ研修
4. 国文学研究資料館主催アーカイブズ・カレッジ
5. アーカイブズ関係の学会、団体主催の研修、ワークショップ等
6. 自己啓発（専門書、ウェブなど）
7. その他（自由記述）

問 41. 認証アーキビストへ申請した理由は何ですか。（複数回答可）

1. キャリアアップのため
2. 業務上、必要であったため
3. 勤務先から取得するよう言われたため
4. 他のアーキビストとのネットワーク作りのため
5. この分野の最新情報を得るため
6. 就職につなげるため
7. その他（自由記述）

問 42. 認証アーキビストとしての立場、経験を活かし、今後活動するとしたらどれですか。（複数回答可）

1. 研修等の講師 2. 後進の育成・指導 3. 論文等の執筆活動
4. アーカイブズに関する普及啓発活動 5. その他（自由記述）

問 43. 認証アーキビストの資格を取得したことにより、メリットはありましたか。

1. あった 2. なかった

問 44. 問 43 で「あった」の場合、どのようなメリットがありましたか。

1. 自らが、アーカイブズに係る専門性を有している者であることを公的に名乗ることができる。
2. 所属機関や文書作成機関（親組織）、県民・市民の信頼感が向上する。
3. 業務に対する意識が向上した。
4. 待遇が改善した。
5. 就職につながった。
6. その他（自由記述）

問 45. もし「archivist」の日本語訳を試みるとすれば、どのような訳がふさわしいと思いますか。
（自由記述）

問 46. アーカイブズを社会に根付かせるために、あなたは今後何をしていきたいですか。
（自由記述）

問 47. アーカイブズを社会に根付かせるためには、今後何が必要だと思いますか。
（自由記述）

大変お疲れ様でした。 最後までご回答いただき、ありがとうございました。

アーキビスト認証に係る拡充検討について（案）

1. 背景

- ・「アーキビスト認証に関する基本的考え方」（アーキビスト認証準備委員会、令和元年12月）において、認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を拡げるため、「准アーキビスト」（仮称）の速やかな導入を目指すことが明記された。
- ・国の行政機関における公文書管理の専門人材の配置については、各行政機関においてキャリアパスの構築、文書管理の知識・経験を有する高齢の職員の活用、研修の充実等の取組を進めることとなった。
- ・全国の公文書館に対するアンケート結果では、実務経験は無いが、必要な知識・技能等を修得した者に対し資格付与を求める回答が多かった。

2. 第9回アーキビスト認証委員会での「准アーキビスト」（仮称）に係る主な意見

- ・大学の学部段階で公文書等の管理に関わる資格が整備されれば、その資格取得の需要は相当あるのでは。
- ・認証アーキビストと全く別のものではなく、「准アーキビスト」（仮称）から認証アーキビストにつながる道筋を考えた制度設計が必要。
- ・基礎的知識（大学学部レベル）を得たのみで「アーキビスト」と称するのは疑問。

3. 「准アーキビスト」（仮称）の仕組み（たたき台）

前提条件

- 1) 国立公文書館が運用を行う公的な資格とする。
- 2) 知識・技能等を修得した者を認定する。

概 要 【表】

案1：認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。

案2：公文書等の管理に係る基礎的知識を有する者を公的に認める仕組みを設け、資格取得を促すことを通して、アーカイブズ・アーキビストに関する社会的理解・認知度を高める。

※第9回委員会配布資料での「准アーキビスト」（仮称）を設ける目的を基に作成。

確認事項

- ・委員会において、来年度５月を目途に、たたき台に対する検討項目の選定、メリット、課題の整理を行う。

3. 今後の進め方

令和４年５月	検討項目の選定、メリット、課題の整理②
６月～	高等教育機関へ調査 など
９月	検討の方向性について議論

【参考 1】「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」令和元年 12 月、アーキビスト認証準備委員会 〈抜粋〉

(6) レベル分け

- ・ 認証アーキビストに準じて公文書等の管理に携わる人材の充実を図るとともに、認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を拡げるため、「准アーキビスト」制度を導入する。
- ・ 「准アーキビスト」については、今後、具体的な検討を実施し、速やかな導入を目指す。

【参考 2】第 7 回アーキビスト認証委員会議事の記録（抜粋）

○杉田課長 （前略）やはりアーキビストに求められる調査研究能力などは、普通の役人にとっては相当ハードルが高い状況にあり、そちらを探っていくというのは、今の認証アーキビストの仕組みを前提とすると現実的ではない気がする。そういった意味で、役所で文書管理業務の実務経験、そして役所の業務・組織についての知見を持つ、そういったプロパー職員の方々に例えば研修を受けてもらい、知識をさらに体系的に身に付け、役所の中で中核的な文書管理業務に当たっていただくやり方が、やはり現実的かと思っている。

【参考 3】第 9 回アーキビスト認証委員会議事の記録（抜粋）

- 高埜委員長 ○B・O Gの人材を活用したい、そういう狙いが今日の説明の中にも盛り込まれていたが、このアーキビスト認証委員会においては、行政機関での専門人材に対して「准アーキビスト」の資格を認証してはどうかという構想も、当初含まれていたように理解している。今日の説明を伺うと、その点に関しては意識されていない。（中略）これは認証委員会における「准アーキビスト」資格の議論とは、もう切り離して考えてよいと理解してよろしいか。
- 吉田課長 これはアーキビスト認証委員会や国立公文書館にもお願いしてご議論いただいているものである。先ほど梅原統括から優先順位というお話があったが、これからようやくO B・O Gの方を活用していく。（中略）行政の側については、中核人材の育成・確保の取組をスタートして、数年置いてから、また必要があれば考えるのかなと思っている。

【参考 4】行政文書の管理に関するガイドラインの全部改正について（令和 4 年 2 月 7 日内閣総理大臣決定） 〈抜粋〉

第 2 管理体制

〈留意事項〉

- ⑪各行政機関において公文書管理のルールが確実に実行されるためには、公文書監理官室等が主導的役割を果たすことが必要である。公文書監理官（各府省 CRO）を補佐する専門人材の育成・確保の取組を強化していくため、各行政機関においてはキャリアパスの構築、文書管理の知識・経

験を有する高齢の職員の活用、研修の充実等の取組を進める。また、認証アーキビスト等の文書管理の専門家の積極的な活用も考えられる。

【参考5】アーキビスト認証委員会（第9回） 資料3 〈抜粋〉

- ・「准アーキビスト」（仮称）の資格化に係る必要性（「はい」「どちらかといえば、はい」）の回答率

認証アーキビストと同様に業務を行う者 [37%]

例：人事異動により配置され、数年で異動する行政職員、長期の勤務経験を有するが、調査研究は行わない職員

認証アーキビストの指示のもと作業を行う者 [23%]

例：パートタイム職員

実務経験は無いが、知識・技能等を修得した者 [58%]

例：大学院修士課程の科目又は関係機関における同程度の研修を受講し、アーカイブズに係る専門的知識を修得した者

【参考6】第9回アーキビスト認証委員会議事の記録（抜粋）

- ・資料3の例2について、これは学部段階の学生を念頭に置いているということであるが、現在の大学教育では、アーカイブズを学べる体制は十分に備わっていない。しかし、学部段階で、公文書等の管理に関わる基礎的知識を取得したい、学びたいという学生の需要はあると思う。〔中略〕アンケートにもあるとおり、資格を持ったからといって直ちに就職につながるわけではないが、学生やその親の心理が資格取得にあったことは事実だと思う。（高埜委員長）
- ・「准アーキビスト」は「准アーキビスト」のまま、認証アーキビストはまた別である、というようなルールになってしまうと、やはり少し厳しいのではないか。裾野を広げたとしても、「准アーキビスト」から認証アーキビストを目指すのだという道筋をきちんと考えた上で制度をつくらないと、結局は有効に機能しないのではないか。（大賀委員）
- ・例2の人たちが、アーキビストという名称でよいのかすごく疑問に思っているが、一方で、私も行政に長く携わってきた人間として言うと、文書管理の業務というものは決して目立たないし、決してそれだけで成り立つわけでもない。そういう仕事に真面目に取り組んでもらう人に対して、奨励という形ではないかと思うが、何らかの励みになるようなものが欲しいなと思う。それは公文書館で考えることなのか、内閣府で考えることなのか、少し議論しなきゃいけないと思うが、何か検討をしていただき、かつ彼らの仕事が公文書館の仕事につながっているのだということが分かると、すごくよいのではないかと考えている。（福井委員）

【表】 国立公文書館における「准アーキビスト」（仮称）の仕組み（たたき台）

検討項目	（案１）	（案２）
目的	認証アーキビストの一要件である <u>専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。</u>	公文書等の管理に係る <u>基礎的知識を有する者を公的に認める仕組みを設け、資格取得を促すことを通して、アーカイブズ・アーキビストに関する社会的理解・認知度を高める。</u>
位置付け	国立公文書館が実施する事業（内閣府が事業認可）	
名称	准アーキビスト（仮） ※要検討	
認定者	国立公文書館長	※要検討 （館長、委員会委員長などを想定）
主な認定対象	大学院生、現職者	大学生
認定要件	アーカイブズに係る専門的知識・技能等 審査細則第２条で定める科目修得又は研修修了（科目） ・ 学習院大学大学院、大阪大学大学院、島根大学大学院（研修） ・ 国立公文書館 アⅠ・Ⅲ ・ 国文研 アーカイブズカレッジ（長期）	アーカイブズに係る基礎的知識 ※要検討 （大学学部での科目設置例） ・ 別府大学「文書館専門職（アーキビスト）養成課程」（必修 22 単位、選択 6 単位） 「アーキビスト養成・認証制度 調査報告書」（令和元年 11 月）より
その他	資格認定方法（届け出制等）、登録料の有無、更新年数の有無、認定証の有無など	

検討項目	(案1)	(案2)
メリット	・ 認定された者の名簿が作成できることで、全国にどのような人材がいるか把握ができる ・ 既存の仕組みを活用することで、<u>速やかな導入</u>が可能。 ・ <u>認証アーキビストへの連続性が確保</u>できる（知識・技能等をベースに実務経験・調査研究実績が積める）。 ・ 全国公文書館長会議構成機関アンケート・ヒアリング結果で得た<u>ニーズと合致する</u>（安易にレベルを下げない）。	・ 主な対象者を大学学部生とすることで、<u>社会的理解・認知度の向上</u>に資する。 ・ 新たな仕組みの創設により、高等教育機関側におけるアーカイブズに関する科目設置の呼び水になる。
課題	・ 高等教育機関の資格取得需要（ニーズ）、科目設置予定等に係る情報収集が必要。 ・ 養成人数が限定され、<u>社会的理解・認知度の向上には繋がりにくい。</u> ・ 准アーキビストとして認定しても、各機関が発行する科目修得に係る証明・研修修了証との違いが不明確であり、<u>新たな資格創設のメリットが少ない</u>のではないか。	・ 職務基準書に基づく科目内容（レベル感）や必要単位数の平準化が必要となり、<u>中長期的な検討が必要</u>となる（教科書必須）。 ・ 資格取得しても認証アーキビストの要件（知識・技能等の修得）にはならないため、認証アーキビストとの<u>連続性に課題。</u> ・ 高等教育機関側が、どの程度学部レベルの科目を開設できるか不明。 ・ 国立公文書館、国文学研究資料館の研修機関が、これに見合う研修を準備できるのか。